

他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等で 修得した単位等の認定に関する取扱要項

制 定 平成7年12月22日

最近改正 令和7年 9月24日

(趣旨)

第1 和歌山工業高等専門学校学則第14条の3及び第14条の4の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）で修得したものとみなす単位数の認定に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等における学修とは、次の学修をいう。

- 一 他の高等専門学校における学修
- 二 大学における学修
- 三 知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、別表に定めるもの

(学修手続)

第3 第2第一号及び第二号に規定する教育施設において学修しようとするときは、学修しようとする日の2か月前までに、別記様式第1号による他の教育施設における学修許可願を学級担任教員を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項による願い出が教務委員会において教育上有益と認められた場合には、許可するものとする。

(単位認定)

第4 第2各号に規定する学修については、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、この場合に修得したものとみなすことができる単位は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合において修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えないものとする。

2 単位修得の認定を受けようとするときは、別記様式第2号による他の教育施設等における学修単位申請書に、単位修得証明書、成績証明書又は合格証明書（写）を添え、学級担任を経て、校長に提出しなければならない。

3 単位修得の認定は、教務委員会の議を経て校長が行う。

4 第2第一号及び第二号に規定する学修における総認定単位数の限度は、4単位を超えない範囲とする。

5 第2第三号に規定する学修における認定単位数の限度等は、別表に定めるとおりとする。ただし、同一の試験で複数の級に合格した場合は、既に認定された単位数と当該上位の単位数との差を修得単位として認定するものとする。

6 前項における総認定単位数の限度は、10単位を超えない範囲とする。

7 認定された単位は、他の教育施設等における学修単位申請書が受理された年度の単位とする。

8 認定単位の表記名は、別表のとおりとする。

9 単位認定された授業科目の評語は「認定」とする。

10 成績原簿への登記並びに部外への諸証明に表記する。

第5 単位認定された授業科目は、卒業要件として認定される選択科目とする。

(その他)

第 6 この要項の実施に関する細目は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 13 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 15 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 17 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 20 年 9 月 3 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 9 月 24 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

区分	資格	種類	単位数				備考
			機械	電気	化学	環境	
専門科目	機械設計技術者試験	3級以上	2				
	品質管理検定	3級以上	2				
	危険物取扱者	甲種	1		1	2	ただし、乙種（全6類）の資格を全て取得した場合も適用する。
	高圧ガス製造保安責任者	甲種（化学）			2		
		乙種（化学）			1		
		乙種（機械）	2				
	計算力学技術者(CAE技術者)	2級	2				
	CAD利用技術者	2級以上	1			1	
	電気工事士	第1種		2			
		第2種		1			
	電気主任技術者	第1種		6			
		第2種		4			
		第3種		2			
	情報処理技術者試験	高度情報技術者	ITストラテジスト	4			「高度情報技術者」は、「応用情報技術者」の上位の級とする。 なお、左記検定に複数合格した場合、2つ目以降の認定単位数は1単位とする。
			システムアーキテクト	4			
			プロジェクトマネージャ	4			
			ネットワークスペシャリスト	4			
			データベーススペシャリスト	4			
			エンベデッドシステムスペシャリスト	4			
			ITサービスマネージャ	4			
			システム監査技術者	4			
			情報処理安全確保支援士	4			
		応用情報技術者		3			「応用情報技術者」は、「基本情報技術者」の上位の級とする。
		基本情報技術者	2	2		2	「基本情報技術者」は、「ITパスポート試験」の上位の級とする。
		ITパスポート試験	1	1	1	1	
	情報セキュリティマネジメント試験			2			
	電気通信の工事担任者	A I・D D総合種		4			
		A I 1種		2			
		A I 2種		1			「A I・D D総合種」の資格を取得した場合は、「A I・D D総合種」を上位として第4の5におけるただし書きを適用する。
		D D 1種		2			
		D D 2種		1			
	電気通信主任技術者	伝送交換主任技術者		4			
		線路主任技術者		4			
	G検定		1	1	1	1	
	データサイエンティスト検定		1	1	1	1	
	CompTIA DATA+		1	1	1	1	
	E資格		4	4	4	4	
	技術士	1次試験合格（技術士補）	2	2	2	2	生物応用化学科は、化学部門、環境部門、生物工学部門に限る。
	バイオ技術認定試験	上級			1		
	バイオインフォマティクス技術者認定試験				2		
	測量士	測量士補				1	
	計量士	環境計量士（濃度関係）				1	
		環境計量士（騒音・振動関係）				1	
		一般計量士				1	
		主任管理者			1	1	
	公害防止管理者	大気関係1～4種			1	1	
		水質関係1種			1	3	
		水質関係2種			1	2	
		水質関係4種以上			1	1	
		特定粉塵関係			1	1	
		一般粉塵関係			1	1	
		騒音振動関係				1	
		ダイオキシン類関係			1	1	

区分	資格	種類	単位数				備考
			機械	電気	化学	環境	
専門科目	土木学会認定技術者	2級技術者				1	
	土木施工管理技術検定	1級（第一次検定合格）				2	
		2級				1	
	建築施工管理技術検定	1級（第一次検定合格）				2	
	管工事管理技術検定	1級（第一次検定合格）				2	
	電気通信工事施工管理技術検定	1級（第一次検定合格）				2	
	電気工事施工管理技術検定	1級（第一次検定合格）				2	
	造園施工管理技術検定	1級（第一次検定合格）				2	
	環境社会検定試験					1	
	統計検定	1級「統計数理」		4		4	
		1級「統計応用」		4		4	
		準1級		3		3	
		2級		2		2	
		3級		1		1	
		専門統計調査士				4	「専門統計調査士」は、「統計調査士」の上位の級とする。
		統計調査士				2	
		データサイエンスエキスパート		4		4	「データサイエンスエキスパート」は、「データサイエンス発展」の上位の級とする。
		データサイエンス発展		2		2	「データサイエンス発展」は、「データサイエンス基礎」の上位の級とする。
		データサイエンス基礎		1		1	
	交通技術資格者					1	
	技術英語能力検定	準プロフェッショナル以上	2	2	2	2	
		2級以上	1	1	1	1	
一般科目	実用英語技能検定	1級	8	8	8	8	
		準1級	4	4	4	4	
		2級	2	2	2	2	
	実用数学技能検定	1級	3	3	3	3	
		準1級	2	2	2	2	
		2級	1	1	1	1	
	TOEIC （IPテストも含む）	スコア860点以上	8	8	8	8	
		スコア740点以上	4	4	4	4	
		スコア550点以上	2	2	2	2	

学級担任印

他の教育施設における学修許可願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学 科
学 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり他の教育施設において学修したいので、御許可くださるようお願いします。

記

- 1 教育施設の名称
- 2 学修期間
- 3 学修日・時間
- 4 学修科目名及び使用テキスト等
- 5 単 位 数
- 6 科目内容

学級担任印

他の教育施設等における学修単位申請書 兼 履修科目振替認定願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学 科
学 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり他の教育施設等において学修したので、本校における修得単位として認定してくださるよう申請します。

記

1 教育施設の名称又は検定の種類（級）・単位数

教育施設・科目名 または 取得した資格名・種類（級）等	単位数

2 外部単位として認定を申請する科目

一般 および 専門科目の外部単位として認定願います。

一般科目 ・ 専門科目	単位

3 履修科目の振替として認定申請する科目【※実用英語技能検定・TOEIC・工業英語能力検定・測量士捕取得の場合に限る】
履修科目の単位振替として、認定願います。

1の取得により認定を申請する科目名	開設学年	単位数	科目担当承認印
	第 学年		
	第 学年		
	第 学年		
	第 学年		

※本年度科目を認定とする場合は、上記該当欄に科目担当の承認印が必要です。

翌年以降の科目については必ず該当年に選択科目の履修登録を行ってください。

4 添付書類

(他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設の場合)

単位修得証明書 成績証明書
(実用英語技能検定・TOEIC 及び工業英語能力検定の場合)
合格通知書 (写) または TOEIC スコアシート (写)

※申請にあたっては、学生便覧 P. の「他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等で修得した単位等の認定に関する取扱い要項」および「(同) 取扱要項実施細目」を要参照のこと。